

令和5年度静岡県教職員コンプライアンス委員会の審議内容

1 開催日時 令和6年2月8日（木）午前10時から11時30分まで

2 場 所 静岡県庁 西館8階 教育委員会議室

3 議 事

- ・令和5年度コンプライアンス推進取組
- ・課題
- ・令和6年度重点・強化取組
- ・協議・意見交換

4 委員からの主な意見

(1) 不祥事を他人事としない新たな取組

- ・不祥事が起こった原因の調査が大事である。懲戒処分に至った事案には一つ一つ背景があり、それをきちんと調査することで効果的な対策が取りやすくなると考える。(弁護士委員)

(2) 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- ・窓口の情報は必要な人に届かないと意味がないので、例えば、児童生徒に対しては各クラスに掲示したり、教職員に対しては全員に配信するメールに相談窓口情報をひな形として貼り付ける等、届けたい人に届ける広報の仕方をより工夫するとよい。(弁護士委員)
 - ・教員により児童生徒へのコンプライアンスに違反する関わりがあった場合の通報や、日常的に親が子どものことで困っている時にダイレクトに管理職や担任へ伝えることができる風通しの良い仕組みが必要である。(保護者委員)
 - ・組織として対応が必要な場合に、校長に情報が届かず担任で情報が止まってしまふことは、見過ごせないマイナスの影響もあると思う。基本的な問題は校長が聞いて、具体的な対応については個別の教員が行うという仕分けの問題が現場的には課題だと思う。保護者と学校が協力者として教育に関わっていくことで、コンプライアンスを高めていくための素地を作っていくという大事なことができるのではないか。(有識者委員)
 - ・年齢に関わらず、児童生徒自身が何が被害なのかという認識がない場合がある。児童生徒がこれは間違っただことであるという学習をして、自分で相談しSOSに繋がり、結果、被害の発見に繋がるという取組はよいと思う。(弁護士委員)
 - ・人権意識を高めるという点については、教員は児童生徒に教える立場であることから強調され過ぎることはなく、方法手立てに工夫の余地はあると感じる。(有識者委員)
- 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策の実施
- ・性犯罪事案に関して、被処分者が仕事でどのくらいの業務があったのか、どのくらいストレスが溜まっていたのかということを確認し、どのようなストレスがあったのかを検証した上で不祥事に繋がらない対策を取る必要があると

感じる。(保護者委員)

- ・法律の周知の方法については、具体的事例にあてはめないと理解が深まらないと思うので、研修の手法としてなるべく具体例を用いて実践的な研修を行うことがよいと考える。(弁護士委員)

○指導における体罰・不適切な言動の防止

- ・アンガーマネジメント研修は継続して実施しないと効果はないため、年間計画による複数回の実施が望ましい。また、雑談のできる風通しのよい職場づくりという取組もよいと思う。(臨床心理士委員)
- ・「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」について、リーフレットにより児童生徒、保護者とも共有していく取組は良いが、一方で、学校運営上の制約から、全ての情報を共有できないという難しさもあると感じる。(有識者委員)

(3) 交通事犯・事故の削減

- ・交通事故は日常発生することであり、現状を見ると土日や長期休業中で児童生徒と関わっていない時期の事故も発生している。これに対しては、交通ルールを守るというモラルを持つことに尽きると感じる。(保護者委員)

(4) その他

- ・各学校の教員の負担や職場環境の改善等、不祥事と密接に結びついていると思われる部分についての長期的な取組は一朝一夕で対策は立てにくく、結果も直ぐに見えないところではあるが、その視点を教育委員会が持つておくことは必要である。(弁護士委員)
- ・若年教員の不祥事は知識不足によるものと感じる。この点を踏まえて、採用予定者に対して、採用前に不祥事根絶のための具体的内容の研修を実施することで、実際に教職に就いた時に役立つのではないかと考える。(保護者委員)

5 各委員からの意見をふまえた今後の取組

取組内容について、概ね賛同が得られたものであるが、研修等の在り方については、教職員に対する負担軽減を考慮し、研修内容が浸透する手法を検討する必要がある。また、重点に掲げる児童生徒性暴力等に関する研修を中心とし、知識習得型の研修には、教員採用後の早い時期を含め、具体的な事例を用いて、理解が深まるような実践的な研修を実施する必要がある。

体罰・不適切な言動やわいせつ行為等児童生徒が被害者となる不祥事案根絶のための取組としては、児童生徒、保護者と学校とが共通の理解を持てるよう、セクハラアンケートや体罰・不適切な言動根絶のためのリーフレットを活用していく。

また、児童生徒、保護者にとって風通しの良い相談環境を作ることによって問題の早期発見、対応に繋がることから、相談窓口の広報の仕方を工夫する必要がある。また、不祥事の要因となりかねないストレスへのマネジメント策として、教職員のメンタルヘルス相談窓口のさらなる周知に取り組んでいく。

加えて、教職員が各々の思いを口に出し共有することで、互いを理解し助け合える環境づくり等、管理職を中心に教職員にとって心理的安全性の高い職場づくりに取り組んでいく。

交通事故・事犯に関しては、発生時期等を考慮し、実際の事故発生データを活用しながら、具体的で効果の高い注意喚起の啓発を行う。